

議案第89号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>以下同じ。</u>）を使用し当該端末機の操作により証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合を除く。</p> <p><u>(1) 法令の規定により取扱うものであるとき。</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) 公の扶助を受けるために必要なとき。</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>(免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用し当該端末機の操作により証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合を除く。</p> <p><u>(1) [略]</u></p> <p><u>(2) 生活保護法の規定による保護を受けるために必要なとき。</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p>

手数料を徴収する事項	手数料の金額
戸籍の記録事項の証明	1通 450円
[略]	
戸籍の謄本又は抄本の交付	1通 450円 (多機能端末機による交付の場合にあっては、400円とする。)
[略]	

手数料を徴収する事項	手数料の金額
戸籍の記録事項の証明	1通 450円 (多機能端末機による交付の場合にあっては、400円とする。)
[略]	
戸籍の謄本又は抄本の交付	1通 450円
[略]	

2 (免除)
 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用し当該端末機の操作により証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合を除く。

(免除)
 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を使用し当該端末機の操作により証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同

	(1)～(5) [略]		じ。)による交付の場合を除く。 (1)～(5) [略]
3	別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)	
	手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項
	戸籍の記録事項の証明	[略]	戸籍証明書の交付 (戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第120条の2第1項の規定に基づく広域交付を含む。)
	除かれた戸籍の記録事項の証明	[略]	除籍証明書の交付 (戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく広域交付を含む。)
	[略]		[略]
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	[略]	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明
			戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (電子情報処理組織による方法 (地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令 (平成12年自治省令第5号) で定めるものに限る。以下この表において同じ。) による場合及び当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付を同時に行う場合を除く。)
			1件 400円
			除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (電子情報処理組織による方法による場合及び当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた
			1件 700円

		<u>戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付を同時に行う場合を除く。)</u>	
戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	[略]	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書若しくは同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	[略]
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	[略]	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は令和6年1月22日から、表3の項の改正部分は令和6年3月1日から施行する。

令和6年1月11日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

多機能端末機でスマートフォン等を利用して各種証明書等の交付を申請できるようにするほか、本籍地が市外にある市民が市の窓口で戸籍等を請求するときの交付手数料を定めようとするものである。